

議案第 4 号

平成 3 0 年度八街市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第4号

平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度八街市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成30年5月31日提出

八街市長 北村 新司

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
(1) 特定保健指導業務	平成30年度から 平成31年度まで	千円 253千円に、動機付け支援にあつては参加者数に1人当たり15,000円を乗じて得た額、積極的支援にあつては参加者数に1人当たり35,000円を乗じて得た額を加えた額

(注) 各事項名に付されている番号は、債務負担行為の管理上の番号である。

平成 3 0 年 度

八街市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)に関する説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地方債	その他	
特定保健指導業務	253千円に、動機付け支援にあっては参加者数に1人当たり15,000円を乗じて得た額、積極的支援にあっては参加者数に1人当たり35,000円を乗じて得た額を加えた額			平成30年度から平成31年度まで	限度額に同じ	動機付け支援にあっては参加者数に1人当たり4,080円を乗じて得た額、積極的支援にあっては参加者数に1人当たり11,760円を乗じて得た額	0	0	限度額から県支出金を除いた額